

# 大田区景観審議会（第6回）

目 的	1 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について															
日 時	平成28年10月31日（月） 開会 18時00分 閉会 18時57分															
場 所	大田区本庁舎2階 201～203会議室															
委 員	<table border="0"> <tr> <td>○ 中井 検裕</td> <td>○ 野原 卓</td> <td>× 福井恒明</td> </tr> <tr> <td>○ 大澤昭彦</td> <td>○ 杉田早苗</td> <td>○ 杉山朗子</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>○ 宮澤信一</td> <td>○ 田村知之</td> </tr> <tr> <td>○ 山中誠一郎</td> <td>○ 川尻幸由</td> <td>○ 平澤芳雄</td> </tr> <tr> <td>○ 荘真木子</td> <td>○ 加藤芳夫</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 中井 検裕	○ 野原 卓	× 福井恒明	○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子	○ 樋口幸雄	○ 宮澤信一	○ 田村知之	○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 平澤芳雄	○ 荘真木子	○ 加藤芳夫	
○ 中井 検裕	○ 野原 卓	× 福井恒明														
○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子														
○ 樋口幸雄	○ 宮澤信一	○ 田村知之														
○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 平澤芳雄														
○ 荘真木子	○ 加藤芳夫															
出 席 幹 事	まちづくり推進部長（黒澤） 都市基盤整備部長（荒井） 都市基盤管理課長（明立） 道路公園課長（久保） 都市計画課長（保下）															

傍聴者 1名

議 事	<p>議題 1 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加決定について 報告</p> <p>(1) 洗足池周辺の景観形成について</p> <p>(2) 大田区景観まちづくり賞について</p> <p>①第1回大田区景観まちづくり賞表彰式開催報告</p> <p>②第2回大田区景観まちづくり賞の実施</p>
<p>議決事項</p> <p>議題 1 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加決定について、諮問のとおり定めることが適当である。</p>	
<p>その他</p> <p>提出資料 資料 1 大田区景観審議会委員名簿</p> <p>資料 2 諮問文（第6回大田区景観審議会への諮問について）</p> <p>資料 3 洗足池周辺地区の景観形成の方向性</p> <p>資料 4 第1回大田区景観まちづくり賞関連イベント実施報告</p> <p>資料 5 第2回大田区景観まちづくり賞の実施について</p>	

保 下 幹 事 委員の皆様こんばんは。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます、大田区都市計画課長の保下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日は今年度最初の景観審議会でございますので、まちづくり推進部長、黒澤よりご挨拶申し上げます。

黒 澤 幹 事 まちづくり推進部長の黒澤でございます。

本日は、お忙しい中、第6回大田区景観審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

前回の審議会が3月の開催ですので、ほぼ半年ぶりの審議会となります。本日は、新委員の方もいらっしゃいますので、この間の経緯について簡単にふれたいと思います。

前回の第5回審議会では、「第1回大田区景観まちづくり賞」を決定していただきました。これを受けまして、5月25日に、「大田区景観まちづくり賞表彰式及び景観シンポジウム」を開催いたしました。

また、これに先立つ、5月17日から5月26日の間、本庁舎3階におきまして、「景観パネル展」を実施してきたところでございます。

受賞者や関係者の皆様からは、表彰式、シンポジウムにつきまして、御礼と高評価をいただきましたことをご報告させていただきたいと思います。中井会長、野原副会長を初め、専門委員の皆様には、各受賞案件への講評や、パネルディスカッションへのご出席など、ご尽力いただきましたことを、この場をおかりいたしまして、改めて御礼申し上げます。

本日の審議会では、景観資源の追加指定案を議題としてお諮りいたします。また、新たに、景観形成重点地区指定へ向け準備しております、洗足池周辺地区の取り組みなどを報告いたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

保 下 幹 事 ありがとうございます。

次に、新任委員のご紹介をさせていただきます。

平成28年6月9日付で関係団体の構成委員の交代がございました

ので、まちづくり推進部長黒澤より、ご紹介させていただきます。

黒澤幹事 それでは、先ほど机上に配付いたしました資料1、大田区景観審議会委員名簿をご覧ください。

備考欄に、新任と表示させていただいておりますが、新しい委員の方をご紹介させていただきます。

選任区分「関係団体の構成員の委員」といたしまして、大田工業連合会副会長でいらっしゃいます、田村知之委員でございます。

田村委員 田村でございます。よろしくお願いいたします。

黒澤幹事 以上、新任委員の方のご紹介をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

保下幹事 それでは、会長、これより議事の進行をお願い申し上げます。

中井会長 それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局よりご報告をお願いします。

保下幹事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項におきまして、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と規定されております。本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席13名、欠席1名により定足数を満たしております。また、本日の傍聴者は、1名でございます。

中井会長 ありがとうございます。ただいま事務局からご報告がございましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立いたしました。

それでは、ここで、「第6回大田区景観審議会」の開会を宣言いたします。

ここで傍聴者の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

中井会長 それでは、進めさせていただきます。

本日、議題は1件でございます。あと、報告事項が2件ございますが、本日の議題につきまして、まず、事務局より報告をお願いいたします。

保下幹事 最初に、配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の第6回大田区景観審議会の「次第」をご覧ください。  
次第の一番下に、配付資料一覧を示しております。

資料1、「大田区景観審議会委員名簿」

もう1枚おめくりいただきまして、資料2、「諮問文（第6回大田区景観審議会の諮問について）」

資料3、「洗足池周辺地区の景観形成の方向性について」

資料4、「第1回大田区景観まちづくり賞関連イベント実施報告。」

資料5、「第2回大田区景観まちづくり賞の実施について」でございます。過不足等はありませんでしょうか。

(なし)

保下幹事 よろしければ、次に進めさせていただきます。

本日は、案件1件でございます。よろしくお願いいたします。

中井会長 それでは、早速、議題に入りたいと思います。

大田区長より、大田区景観審議会会長宛てに、平成28年10月3日付で、「大田区景観計画に基づく景観資源（文化財等）の追加指定について」、が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

保下幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただいております、資料2をご覧ください。

「第6回大田区景観審議会への諮問について」

このことにつきまして、大田区景観条例第24条第2項第1号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は以上でございます。

中井会長 それでは、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

保下幹事 資料2の次のページ、事前資料1をご覧ください。

詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

事務局 事前資料の1をご覧ください。A3の横になっております。

大田区景観計画に基づく景観資源の追加指定について、ということでございます。

諮問内容につきましては、新規に登録された国の登録有形文化財

(4件)を、景観資源に追加指定するものでございます。追加指定につきましては、大田区景観計画の変更にあつては、大田区景観条例第24条第2項第1号に基づき、本景観審議会に諮問するものでございます。

大田区の景観計画に基づく景観資源につきましては、大田区の景観計画において、「市街地の特性に応じた景観づくり」、「景観資源を活かした景観づくり」、「区として重点的に進める景観づくり」の3本柱で進めております。

「景観資源を活かした景観づくり」では、6種類の景観資源(【坂道】、【海・河川・運河等】、【道路】、【文化財等】、【公園・緑地】、【鉄道】)を定めて、その周辺において、景観形成上の配慮を求めています。

景観資源文化財等は、文化財の指定を受けているものなどで、公共的な場所(道路・公園等)から見ることを対象としております。

景観資源の廃止もしくは登録につきましては、第3回景観審議会におきまして景観資源(文化財等)の取扱い方針を定めています。登録する場合は、「文化財保護法の登録の告示以降、景観審議会に意見を聴取した上で、区長が選定する」ことになっております。

このたび、新規登録された登録有形文化財は、4件でございます。御嶽神社内の3件と、伊藤家住宅主屋でございます。箇所としては2カ所になります。

今回は、御嶽神社内の3棟が新たに指定されました。ただし、既に、御嶽神社社殿自体は区の指定有形文化財として指定されておりました。既に、景観資源として指定しております。新たに、「御嶽神社末社一山神社祖霊社」、「御嶽神社水行堂」、「御嶽神社社務所」が指定されました。

「御嶽神社末社一山神社祖霊社」は、御嶽神社を創建した一山行者をまつり、境内西方に南面して建っております。東西棟の拝殿からは、丁字本殿を突出し、正面に一間向拝が設けられ、本殿は後方に祭壇をつくりつけ、手前を畳敷の幣殿としています。拝殿は折上格天井とし、照明には洋風灯具が使用されています。簡素な意匠を

持つ近代小規模社殿として、評価されております。

次に、「御嶽神社水行堂」でございます。「御嶽神社水行堂」は、境内西方に東面して建っておりまして、東西棟、切妻造妻入で、三間四方の内部を前後二室に区切っています。水垢離をするための施設で、内部に石造の井戸があり、井戸には、明治5年に銘文が刻まれています。正面の両脇間に花頭窓を設け、頭貫を虹梁として、上部に龍の彫刻欄間を嵌めて飾られています。木鼻の形状などに時代の特徴が認められております。建築年代は、扁額に刻まれる干支と、明治9年奉納の境内図に描かれることから、慶応3年と判断されております。

また、「御嶽神社社務所」につきましては、境内西方に東面して建ちます。南北棟の社務所で、中央に起りのある切妻破風と入母屋屋根を架ける玄関が突出しています。玄関の間の南には、15畳の応接間を設け、東側に座敷飾りが設けられています。床に南洋材を用い、折上格天井を張って格式を高める良質な近代和風建築として認められております。

以上、3棟が、登録文化財として登録されたものでございます。

もう1件、4番目に「伊藤家住宅主屋」でございます。

次に「事前資料2」をご覧ください。写真でご覧いただきますと、上二つと下段の左側が御嶽神社の三つの建物でございます。

これから説明いたします、「伊藤家住宅主屋」につきましては、右下の住宅になっておりまして、白黒の写真は建設当時の写真でございます。今は、右下のカラー写真のような形態になっております。

「伊藤家住宅主屋」は、傾斜地にある敷地形状に合わせた台形平面をもち、鉄筋コンクリート造の車庫等の上部に木造2階建の家屋を乗せております。内部は、白ラワンのベニヤ板による平滑な内装になっております。南面のバルコニーと、1階の大開口部が印象的で、髓所にレーモンド事務所の設計の特徴が見られます。多くは、ノエミ・レーモンドさん、レーモンドさんの奥様ですが、の設計によるものと言われておりまして、当時の雑誌、建築文化誌でも、ノエミ夫人の作品として紹介されております。創設者のアントニン・レーモンド氏は、チェコ出身の建築家ですが、米国人のフランク・ロイ

ド・ライトの助手として、戦前、帝国ホテルの建設の際に来日いたしました。その後、日本にとどまりまして、モダン建築の作品を多く残しました。ただ、戦時中は、アメリカに戻りまして事務所を開設しておりましたが、戦後、日本にまた再来日いたしまして、レーモンド設計事務所を開設し、戦後の住宅や建築物をリードする設計者として著名な方でございます。現在、残っているものにつきましては、リーダーズ・ダイジェスト東京支社、東京女子大、もしくは、軽井沢聖ポール教会等がございます。戦前からレーモンド設計事務所の中で、所員として活躍していた前川國男さんや吉村順三さんなどが有名な建築家として知られております。

これが、今回指定された四つの登録文化財でございます。説明は以上でございます。

中 井 会 長     ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ご質問やご意見がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。山中委員、どうぞ。

山 中 委 員     御嶽神社は、大変すばらしい社殿で、つい最近、私たち建築士会の大田支部でも、町歩きで見に行ってきました。社殿の側面及び裏面、背中側ですね、この彫刻がすばらしいんですよ。厚い木材をしっかりと立体彫りをして、さまざまな景色が、景色というんでしょうかね、動物だとか、そういうものが刻まれていて、ちょっと大田区でもほかに比べるものはないぐらい細密な彫刻が施された建物です。だから、今回、ぜひ登録していただくと、個人的には大変うれしいかなと思っております。

中 井 会 長     ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。川尻委員、どうぞ。

川 尻 委 員     実際、私も行ってきたので、このこと自体は別にそれでいいのかなとは思ってるんですけど、この文化財に新しく指定された、その背景というか、それはあるんですかね。社殿自体は前から文化財指定されてたわけだと思うんですけども、今回、合わせて出てきたとか、それから、レーモンド設計事務所さんも、何かその辺の、新たに出てきた背景があれば教えていただきたい。

中 井 会 長     事務局、お願いします。

事務局 登録文化財は基本的に、持っている方が手を挙げるのがスタートでございまして、お住まいになっている自治体の教育委員会を通じて、文化庁のほうへ審査を仰ぐという形になります。今回も、社殿以外の三つの御嶽神社及び伊藤家の方から相談があって、登録文化財に指定してほしいとお願いが来たということを知っております。それをもって、教育委員会で調査し、文化庁へ推薦をして、今回、登録されたということでございます。

川尻委員 わかりました。

中井会長 さらに、申し出をされた背景みたいなものまではわからないということですか。御嶽神社なり、伊藤家のほうで。

事務局 もともとのこの持ち主の方が、やはり深い思い入れをもって登録してほしいということをおっしゃると聞いておりますけども、もう少し詳しいものについては存じません。

中井会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと私から、全く問題なくていいと思うんですけど、例えば、さっきの御嶽神社というのは、区の文化財とかにはなっていないんですか。

保下幹事 事前資料1に新規登録された登録有形文化財4件について備考欄に書かせていただいているんですけども、御嶽神社の社殿自体は区の有形文化財になっておりまして、景観計画策定時から、景観資源の文化財に指定されているという状況でございます。

中井会長 それは社殿ですよ。だから、今回の三つはそれからは外れていたということですか。

事務局 はい。

中井会長 区の有形文化財は、棟ごとに決める。個別に指定していくんですね。

保下幹事 はい、そうでございます。

中井会長 ほか、いかがですか。野原委員。

野原委員 特に、伊藤家に当たると思うんですけど、今回のこの景観計画における景観資源というのは、中身そのものではなくて、その周りが、要は影響を受けると思うんですが、特に伊藤家は、周りが

どういうシチュエーションになってるか、どういう状況に建っているところで、どういうところが今後、この指定によって影響を受けていくであろうかということを教えていただきたいと思います。

中 井 会 長      お願いします。

事 務 局      まず、伊藤家は角地に建っておりまして、お隣は優良な住宅になっております。ここは、建替えのときには、影響を受けると思いますが、ただ、建替えの場合は、対象規模というのがございまして、延べ面積が1,000㎡以上の場合に対象になります。道路を挟みますと、大田区立池雪小学校がございまして、対象になります。校舎等の増改築もしくは外壁変更のときには、伊藤家住宅主屋に配慮した形でやることになると思えます。

野 原 委 員      わかりました。ちょっと形状を見て、隣も少し、若干塀が見えたりとかするんですけど。周りとの関係でどうするかというのも大切ですし、本体そのものも、50年を経て変化してきている。そのあたりも、一帯でどういうふうここにをよりよい景観にすればいいのかなって、この景観資源に指定することだけではできないことなんですけど、引き続き考えていただきたいと思うのが1点です。

あと、もう1点だけ。伊藤家、昭和38年とあるので、1963年ですかね。登録だと50年なので、50年経ってすぐということだとは思いますが。逆に、景観計画の景観資源として、必ずしも、年数に制限があるわけではないという解釈。必ず文化財じゃないとだめなんですか。文化財がそのまま指定されるんですけど。

中 井 会 長      どうぞ、事務局。

事 務 局      登録文化財に指定されたものについては審議会に諮っていく。その他の資源につきましては、登録文化財以外のものも指定しておりますので、それについては、また、その時々を考えていこうと思っております。

中 井 会 長      ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。ご質問、ご意見、この程度でよろしゅうございますか。

(なし)

中 井 会 長     それでは、委員の皆様のご質問、ご意見は、一応出尽くしたよう  
うでございますので、お諮りをしたいと思います。

本議案につきましては、諮問のとおり定めるということが適当であるという旨、答申したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

中 井 会 長     ありがとうございました。

異議なしということで、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申をいたします。ありがとうございました。

それでは、議案はこれで終了ですけれども、報告事項が2件ございますので、順に報告をお願いしたいと思います。

まず、報告の1です。洗足池周辺地区の景観形成についてということで、事務局よりご報告、お願いいたします。

保 下 幹 事     報告1、洗足池周辺地区の景観形成について、資料3をごらん  
ください。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

事 務 局     現在、洗足池周辺地区におきまして、景観形成重点地区の指定  
に向けた検討を行っているところでございます。

検討の経緯としましては、1番を見ていただきたいと思うんですけれども、大田区景観計画では、空港臨海部、国分寺崖線、多摩川、呑川の4地区を「景観形成重点地区」に指定しております。さらに、今後、「景観形成重点地区の追加指定を検討する区域」として、「蒲田駅周辺」、「大森駅周辺」、「南北崖線（池上本門寺周辺及び山王周辺）」、「美原通り（旧東海道）」、「羽田地区」の5地区を挙げています。ほか、5地区以外についても、景観まちづくりの機運が高まった場合、検討を追加できることとなっております。

洗足池周辺地区におきましては、追加指定を検討する5地区と比較して、①番としまして、「景観上の重要な位置づけ」があります。さらに、②番として、「地元の景観まちづくりの活発化」がしており、③番としまして、「大田区による旧清明文庫の保全・活用をはじめとした歴史的資源を活かした整備」が進行中であることから、

先行して景観形成重点地区の指定に向けた検討に着手したところでございます。

①番、②番、③番に続きまして、詳しく説明させていただきます。

左の枠、①番、景観上の重要な位置づけとして、4点挙げさせていただきます。

まず、1点目、都市の風致維持を目的とした洗足風致地区の指定がされています。

2番目としまして、「洗足池公園と一体となった緑豊かな住環境の維持・保全を図ること」を目標とした洗足風致地区地区計画の指定もされております。

この二つの地区に関しましては、下の地図をご覧くださいと思いますが、この地図の中で、赤い点線で囲われたエリアが共通して指定されているエリアでございます。

続きまして、3点目に、大田区都市計画マスタープランにおいて、この地区におきましては、「住宅地としての景観の維持・保全が求められている地区」として、「都市計画の重点課題」に位置づけられております。

さらに、4点目、大田区景観計画においては、洗足池周辺に多数の景観資源と公共施設が指定されているところでございます。

2番目としまして、右の②に、地元の景観まちづくりの活発化でございますが、洗足風致協会を中心とし、洗足池駅から洗足池方面への眺望を阻害している、下の写真にあります歩道橋の撤去を求める運動が行われておりました。そして、撤去が決定したことと、さらに、洗足池公園内にあるボートハウスの移設建替えによる洗足池駅前から洗足池公園への眺望の確保に関する検討などが行われております。

こうした景観まちづくりが、地元主体となり、活発化してきているところでございます。

さらに、その下、③番目、ご覧ください。

大田区による旧清明文庫の保全・活用をはじめとした歴史的資源を活かした整備でございます。

国の登録有形文化財である旧清明文庫を買収し、勝海舟記念館を

整備・開館する予定でございます。また、それに合わせて、周辺の整備も実施される予定でございます。

こうした背景から検討しているところでございます。

次のページをご覧ください。

先ほどのページ①番の、景観上の重要な位置づけの参考資料になっております。上の枠、左下の枠に関しましては、先ほどお伝えした都市計画と、その都市計画マスタープランについてが記載されております。

左下に続きましては、グリーンプランの抜粋でございます。このグリーンプランにおいても、当地区を含む台地部分に関しまして、「暮らしを彩るみどりエリア」に位置づけられているところでございます。

次のページをご覧ください。

そうした検討の中で、2、検討スケジュールについて説明させていただきますと、平成27年度に、景観の現地調査を行いました。さらに、今年度28年度に関しましては、その調査を踏まえ、景観形成重点地区の計画案の検討を行っていきたいと考えております。さらに、平成29年度に関しましては、地元に対する説明会等を行いながら、景観形成重点地区の決定をしていきたいと考えております。

その下、3-1をご覧ください。

重点地区に向けての方向性について、ご説明させていただきます。

3-1、洗足風致地区及び洗足風致地区地区計画区域における景観の現況・課題と景観形成の方向性について説明いたします。

区域内における景観の特徴としましては、写真を見ながら確認していただくとよくわかると思いますが、洗足池公園を中心とした自然環境と低層住宅が調和した閑静な住宅地が広がっていること。旧清明文庫などの歴史的資源が点在していること。さらに、変化に富んだ景観が見られること。また、ちょっと違う観点ではあります。中原街道沿道においては、集合住宅の立ち並ぶ景観が見られることが挙げられます。

景観上の課題としましては、一部の建物の色彩に関しまして、周辺の建物や敷地内の緑と調和していないものが見られることが挙げ

られます。

さらに、洗足風致地区に関しましては、一定割合の緑地率の基準が定められていますが、場所によって緑の印象が異なることが挙げられます。

その特徴と課題を踏まえ、この地区における景観形成の方向性を検討しております。

1点目、良好な住宅景観の保全。2点目、点在する歴史的資源への配慮。3点目、起伏のある形状や曲線の多い道路からの見え方の配慮を今後、求めていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

3-2になりますが、先ほどのページに関しましては、風致地区さらに地区計画の区域内に対しての方向性を説明させていただきました。この3-2に関しましては、そのエリアからさらにもう少し広げた範囲における景観の現状、課題と景観形成の方向性について説明させていただきます。

周辺地区に関しまして、景観の特徴としましては、おおむね公園外周の樹木のスカイラインから大きく突出する建物等はない現状です。さらに、開放感があり、良好な景観が形成されていることが特徴として挙げられます。

ただ、景観形成上の課題としましては、公園外周樹木の間から見える建築物、中原街道南側の建築物、さらに、その公園外周の樹木を超えて見える建築物においては、良好な景観を阻害しないよう、公園の緑と調和等が必要だと思われれます。

その特徴と課題を踏まえて、景観形成の方向性に関しましては、まず1点目、公園からの開放的な景観の保全。2点目としては、中原街道南側における建築物等の景観形成。さらに、3点目、公園外周樹木の間に見える建築物等における公園の緑との調和を求めていきたいと考えております。

下の写真をご覧ください。左上の写真①番に関しましては、洗足池の駅から公園を見たときの写真になっておりまして、こちらに関しては、樹木を超えるような建物が建っていないところがございます。こういう開放感のある良好な景観形成を保全していきたいと考

えているところでございます。

②番、③番、④番に関しましては、若干、建築物等が樹木を超えて見えている、もしくは、間に見えています。こういうものに関しましては、樹木と公園の緑等との調和を図っていただきたいなど考えております。

以上で、報告を終わります。

中 井 会 長      ありがとうございます。

それでは、ただいま、事務局からご報告ございました洗足池周辺地区の景観形成の方向性等について、ご質問等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、杉山委員、どうぞ。

杉 山 委 員      杉山でございます。

こちらの洗足池に関しましては、風致協会さんも今年度の景観の賞などもございまして、大変恵まれており、それから、地区の活発な、長年にかかる活動の成果だなどと思って、こういった動きは大変よろしいかなというふうに存じ上げます。

お聞きしたいのは、平成29年度で、関係地域に対する説明というような形がご予定になっておりますけれども、幅広い関連と申しますか、いろいろなところと接しているなということでございますので、影響も多々あるとは思いますが、どういった商店街があるのか、地域の周りの住宅の自治会にご説明なさるとか、どういったような形が幾つぐらいなさるのかなというのをお聞きしたいなど。皆さんにご協力いただけるといいなというふうに思っております。

保 下 幹 事      ただいまのご質問に関して、お答えをさせていただきます。

資料3の1ページをご覧いただきたいと思います。

現在、洗足池周辺地区の景観形成の範囲を決めることを、検討部会の中で、行っております。その中で、まず範囲を決めるところから始めております。その範囲に関係する町会、また自治会、また商店街、幅広く、関係者の皆様に案のできた段階でご説明をさせていただければと考えております。

中 井 会 長      必ずしも範囲の中だけとは限らないという意味でよろしいです

か。例えば、稲荷坂のところは、道路で線が今引かれてるので、反対側は厳密に言うと対象地区外なんだけど、そういうところの皆さんも含めて、説明をということでよろしいですかね。

保下幹事 周辺の関係者の皆様にも含めて説明をさせていただきたいと考えています。

中井会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。はい、大澤委員。

大澤委員 スケジュールに関してなんですが、3ページですかね。平成29年度の関係地域に対する説明とあるんですけども、今年度は、地域に対して説明といいますか、意見聴取という形で、地域の要望であるとか、地域が認識している課題などを把握する必要というのではないのでしょうか。そのご意向はあるのでしょうか。

中井会長 事務局、お願いします。

事務局 実は、先日、洗足風致協会の理事会がございまして、去年の基礎調査を踏まえた報告は行ってきました。その中では、地元の意見をしっかり聞いてやりなさいと。案ができたなら、説明しにおいでということ言われました。案を作ってから説明に入りたいなと思っております。

大澤委員 わかりました。いずれにしても、地元の方と密なコミュニケーションを取っていただければと思います。

中井会長 ほか、いかがでしょうか。

私から確認ですけど、歩道橋はいつ取れるんですか。

保下幹事 平成28年の12月に歩道橋の撤去を予定しております。

中井会長 それに伴って、どこかに横断歩道とかつくるんでしょうけど、それも合わせてその時期にやるということでよろしいですか。

明立幹事 歩道橋の撤去は、12月ぐらいに終わると思うんですが、その後の残工事がありますので、ここに書いてあるように、1月撤去予定ということで、1月にも、歩道の整備も合わせて行っていく予定でございます。1月には完成すると聞いてございます。

中井会長 そうすると、1月の半ばとか終わりぐらいになると、歩道橋がなくなって、駅を降りたところからかなり見通しが、ポートハウスは残ってますけど、見通しはよくなるということなんですね。

ほか、いかがでしょうか。はい、加藤委員。

加藤委員 範囲は今後決めていくということですが、資料3の図で、赤いところの線を、今後決めていくということによろしいんですよ。それと、私、気になってるのは、この中原街道のすぐ、池上線との間のあたりが、リニア新幹線の工事するための、換気塔をつくるためのエリアがごく近くにあるということで、そこら辺の構造群が景観にかなり影響するのかなと。環境自体もちょっと影響があるんじゃないかなと。今回のこれと直接は関係ないかもわからないですけども、そこら辺の考慮は今、しなくていいのかなと思います。

もう1点は、この薄い緑色のところが、洗足池公園ということではないのでしょうか。そうすると、ここの公園の中に、図書館とか寺とか民間地もあるように思うんですけども、ここは、公園地の中にそういう公共施設はまあいいにしても、お寺とか民間の建物があるという理解でいいんですか。

事務局 地区計画と風致地区の赤いエリアを、重点地区に指定するのではなくて、その周りも含めて、今現在、エリアの検討をしているところでございます。

中井会長 ほかは。

荒井幹事 それから、最後にご質問のありました、公園の区域の話ですが、都市計画区域、都市計画の公認の区域として都市計画決定されてますが、事業認可を受けて買収をやってないということ。ですから、私どもの土地ではないと、今。そこが、住宅だとかお寺がという状況です。

保下幹事 先ほど、2点目のリニアの新幹線の件について、少し補足させていただきます。資料3の1ページです、この赤い点線が現在の地区計画の範囲になっております。リニア新幹線の今後の動向に注視しながら、まだ範囲も決まっておりませんし、今後、景観形成地区の範囲になったとしても、やはりそうした動向に注視しながら対応をしっかりとまいりたいと考えております。

中井会長 リニアは、何か、アセスが出てるから、それである程度の位置はわかるんですよ。だから、ちょっとまた、専門部会等でも、

情報として出していただければと思います。換気塔とか立坑というのは、確かにちょっと気にはなりますね。

ほか、いかがですか。こういう方向で、現在、専門部会のほうでもかなり突っ込んだ検討を進めておりますので、次回の審議会でぐらいですかね、イメージとしては。ちょっと先走りますけれども、次回の審議会は年度内に開かれる予定ですので、そのころには案というような形で皆さんにもご報告できるのかなと思いますので。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。報告事項の1はここまでとさせていただきますと思います。

それでは、報告事項の2に参ります。大田区景観まちづくり賞についてでございます。

では、事務局よりご報告をお願いいたします。

保 下 幹 事 続きます、報告2、「大田区景観まちづくり賞について」、資料4をご覧ください。

第1回大田区景観まちづくり賞関連イベントの実施報告及び資料5、「第2回大田区景観まちづくり賞の実施について」をご覧ください。詳細については、担当より説明させていただきます。

事 務 局 資料4に関しましては、昨年度行われた景観賞についてと、さらに今年度、5月25日に行われた景観まちづくり賞表彰式及び景観シンポジウムについての報告書になっております。

昨年行われた景観まちづくり賞ですが、応募90件、そのうち、街並み景観部門5件、景観まちづくり活動部門2件が受賞となりまして、平成28年、今年度5月25日に表彰式をしております。この資料に関しましては割愛させていただきますので、ご一読していただければと思います。

次に、資料5、A3横の資料をご覧ください。こちらに関しては、次回、第2回大田区景観まちづくり賞の実施についての報告とさせていただきます。第1回実施内容に対する景観賞専門部会委員の意見及び専門部会の意見を踏まえまして、現在、第2回に向けての検討を行っているところでございます。

審査体制につきましては、第1回と同じく8名の委員の皆様を想

定しております。

下の表に関しましては、左側に委員の皆様よりいただいた意見。右側には、2回に向けた事務局としての考え・方向性をまとめている資料でございます。

部門設定に関しましては、第1回と同様に、2部門で行いたいと考えております。ただし、受賞者を想定することが難しい場合は、審査の中で取扱いを検討したいと考えております。

応募方法に関しましては、自薦・他薦、1回と同様に、両方とも可能とします。ただし、景観まちづくり活動部門の他薦については、活動団体の了承を必要とするなどを検討していきたいと考えております。

審査方法に関しましては、前回、第1回では、応募内容のみの審査を行っていましたが、第2回では、事務局が積極的に審査するに当たって必要な情報等を収集していきたいと考えております。

スケジュールに関しましては、秋ごろ、現地視察・ヒアリング等を行うことを想定して、スケジュールを見直していきたいと思っております。

その他としましては、ヒアリングを行った活動団体に限り、当落の結果とともに、必要に応じて委員からアドバイスができるようにしていきたいと考えております。

1回目の受賞できなかった作品に関しまして、自動的に第2回の応募案件にはしませんが、再度、応募を呼びかけるため、応募者に受賞結果をまとめたパンフレットで、次回の開催案内を送付したいと考えております。

右側の枠内をご覧ください。先ほどもお伝えしましたが、スケジュールを見直していきたいと考えております。平成29年度に募集、審査、結果公表を行い、平成30年度に表彰式等を行う予定としております。平成29年度の現地視察、ヒアリングの実施時期を、平成29年10月～11月頃に実施するよう、現在調整しているところでございます。

下の表に関しましては、おおむね、そのスケジュールをあらわしているものとなっております。現段階では、このような案で検討し

ております。以上で報告を終わります。

中 井 会 長     ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

野 原 委 員     たしか3月のときにも簡単にはこちらのほうから賞そのものに関してはお報告させていただいたと思いますけど、第1回では、街並み景観で72通、景観づくり活動部門も18通ということで、最初の当初の予想よりははるかに予想を超える件数が応募をいただいたということで、非常にそれはよかったなというふうに思ってるんですけど、その分、審査をやる側としては、非常に多様で、これをどうやって審査したらいいのかというのをすごく悩んだというお話を前回もさせていただいたとは思いますが。ただ、とはいえ、じゃあそれを仕組みでうまくすばっと分けると、それが簡単にできるかということ、なかなかそこも難しいということで、今回、第2回の方向が、いってみたら同じなんですけど、第1回と同じところでやって、やっぱりその議論の中でやっていくしかないなというところもちょっとあるかなということで、今の案になっているのかなとは思っております。

ただ、この第1回の意見内容、左側で一番上、部門設定のところ、例えば、〇〇百選のようなものというか、要は、人がかかわる、かかわらないにかかわらず、例えば、富士山が見える、それも人がかかわる場合もあるので何とも言えないですけど、そういったものというのをどういうふうに扱うかとか、この辺が結構、実際の審査をしているときには、非常に悩ましい議論のあったところでございます、この辺、ちょっと引き続き、具体的な中でどのように審査していくかとか、あるいは、その辺は少し議論していく必要があるのかなというふうに思っております。

あと、2点目としては、審査方法に関しては、第1回では、やはり基本的には応募いただいた資料そのものが、ある種の審査対象ということで、あまり手を加えずといったらあれですけど、つまり、審査用紙だけでは、いま一つよくわかりにくいと、審査もあまり評価が高くないというか、そういった部分もあったんです

けど、やはり、景観づくり活動部門などになってきて、特に他薦ですと、他の人に選ばれたにもかかわらず、書いた人がいま一つだと、結果がいま一つということになってしまって、なかなか難しいところもございまして、他のところの事務局で集めていただいた結果、比較的事務局が、積極的に情報を収集していくところが多いということだったので、今回、第2回に当たっては、その辺、積極的なあり方というか、そういったところを情報を集めて、それも含めて審査せざるを得ないかなというふうな形の検討に至っていると思います。

最後、3点目としては、先ほどのとおり、結構多様な風景が出てきて、そのままほっておくのはもったいないと個人的には思ったりもしてまして、ただ、落選するとほとんど情報がないというか、出ないというか、その辺もあるので、何かこのあたりをうまく、次の啓発につながるようなあり方みたいなことが、具体的には申し上げられないですけど、何かあると、より後押しや検証という狙いといったところに近づいていけるのかなというふうに思ってます、この辺は今後の検討事項かなと思いました。以上です。

中 井 会 長      ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加 藤 委 員      やはり、こういう景観まちづくり賞というのは、継続することが重要だと思いますので、2回目やることがすごくいいことだと思います。ただ、1回目の報告ということで、報告書としては挙がっているんですけども、やはり、2回目実施に当たって、1回目表彰されたところが、現状、どうなっているのか、周りの人の反応がどうだったとか、受賞された方々の反応がどうだったのか、あとは、表彰状としてお渡ししてるんですけども、その活用がうまくできているのかというような、そういう1回目の振り返りも含めて、内容詳細を決めていったらいいんじゃないかなと思います。

中 井 会 長      貴重なご意見ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。こちらのほうも、スケジュールを見ま

すと、本年度末までに実施内容を決定とありますので、次回の景観審議会に皆さんに案を示す形で、そこで多少修正があるかもしれませんけれども、決めていただくという形によろしいですね。そういうスケジュールだそうでございます。

何か、委員の皆さんからございますでしょうか。

特にないようですので、それでは、景観まちづくり賞第2回目にあたりまして、どういう形で実施するかについては、検討を進めていただければというように思いますので、今日出たご意見も踏まえながら、事務局のほうを中心にご検討を進めていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、これでご用意をしている議題・報告は全て終了ですけれども、事務局のほうからほかに何かございますか。

保 下 幹 事 本日はどうもありがとうございました。事務局から、次回の審議会の日程がまだ決まっておられませんけれども、年度内開催を予定しておりますので、また日程が決まり次第、委員の皆様にご報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

中 井 会 長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日、第6回になります大田区景観審議会を終了させていただければと思います。どうも、ご審議ありがとうございました。

午後18時57分閉会